

津山市監査委員告示第1号  
令和6年4月9日

地方自治法第199条第14項の規定により令和5年度定期監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 和田 賢二  
津山市監査委員 原 行 則

1	津山市職員互助会会計において、令和4年6月6日に切手等590円を津山市都市整備公社、令和4年6月9日に切手等569円を津山北園簡易郵便局で購入する決裁をとっていたがこれらの支払命令書には領収書の添付がなかった。内容を確認したところ、6月7日に津山市都市整備公社で21円、6月9日に津山北園簡易郵便局で1,138円を支払った領収書を別途保管していた。支払命令書には領収書を添付し、決裁内容と実際の支払内容が異なるときは経緯を残すなど適切に事務処理されたい。	
区分	○	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)</li> <li>2. 検討中(措置を検討中の場合)</li> <li>3. 未措置(何もしていない場合)</li> </ol>
措置の内容	決裁内容と実際の支払内容が異なることがないように、適正な事務処理の徹底を図る。また、支払命令書には必ず領収書を添付するよう徹底する。	

1	委託業務の報告書について、受付等文書收受を行わず保管していたものがあつた。委託業務の確認体制を明確にするためにも津山市文書管理規程第16条、第17条に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市文書管理規程の規定に基づき收受することとした。また、收受と起案が混同していた件については、区分を適正に判断するよう周知した。	

2	令和4年度に購入した備品(備品番号63978)の所属名称をこれまでの登録に合わせるといふ理由で、財産活用課が「阿波出張所地域振興課」から「阿波溪流茶屋」へ変更していた。所属名称を設置場所とするのは、事務処理上の混乱をきたすものであるため、所属は課名又は係名とされたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	備品番号63978について、「阿波溪流茶屋」から「阿波出張所地域振興課」へ修正済みである。また来年度、設置場所が所属名になっているものを洗い出し、課名又は係名に修正していく。	

3	津山市物品会計規則第34条では、「各課の出納員又は分任出納員は、毎年3月末現在において、保管中の備品と備品台帳を対照点検して、現在高を確認しなければならない。」と規定されているが、現状では徹底できておらず定期監査で複数の部署が指摘されている。物品の統括的管理課として現状を把握し、課題解決に向けて取り組まれたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	今回の指摘のあつた部署に対して点検などを依頼した。また、各部署に適正な事務処理について周知する。	

財産活用課

監査結果報告日:令和6年3月19日

4	津山市物品会計規則第24条第4項に定める車両の管理について、同規則第26条第2項で様式第10号による台帳管理が規定されているが、現状では「台帳を備えていない」、「台帳の更新がされていない」など定期監査で複数の部署が指摘されている。車両台帳はいつだれが作成し、どのように管理していくのか周知できていない状況となっている。 車両台帳のデータ化及びシステムによる管理について検討し、物品主任出納員及び物品出納員(物品分任出納員)のそれぞれの役割を整理し適切な車両の管理に努められたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	車両台帳については、現状、データでの管理を行っていることから物品会計規則について、所要の改正を行う。また、適切な車両管理について、物品主任出納員等に周知を行う。	

財産活用課

監査結果報告日:令和6年3月19日

5	令和5年4月27日に危機管理室から報告があった「新加茂分団第2部防火水槽」の新設に係る公有財産異動報告書に基づき、工作物と土地の取得情報が入力され財産台帳が作成されていた。しかし、実際には防火水槽は工作物の新設のみで土地は借地であった。公有財産の異動の際には財産活用課と所管課の双方で登録内容を十分確認し、適正な事務処理に努められたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	登録内容を確認し、土地の新規取得を削除済みである。	

財産活用課

監査結果報告日:令和6年3月19日

6	公有財産台帳は、従前からアクセスを利用して管理されているが次の事象がみられた。 ・現在の台帳では沿革が分からない様式となっている。 ・実際には財産活用課のみで運用し、各所管課が内容を直接確認できない。 ・津山市公有財産取扱規則第17条第2項で規定する様式と齟齬が生じている。 ・台帳に付属する図面の管理の徹底ができていない。 財産活用課長は、津山市公有財産取扱規則第17条に基づき公有財産台帳を調整し、常に公有財産の状況を明らかにするために、実状を把握したうえで早急に対策を検討し改善されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	沿革の入力、台帳の閲覧・印刷ができるシステムを開発する。これに伴い、津山市公有財産取扱規則について、所要の改正を行う。	

1	普通財産の貸付料を行政財産使用料で収入していた。適正な収入費目に改められたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	普通財産の貸付料を行政財産使用料で収入していたため、令和6年度予算要求時より措置実施済みである。	

2	備品である行政無線受信機のうち登録が漏れていたものがあつた。津山市物品会計規則第25条に基づく出納の記録、同規則第34条に基づく備品の照合を徹底し、適正な管理に努められたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	各支所・出張所において防災行政無線の台帳を整理し、適正な管理を行うこととする。	

3	修繕する旨の決裁文書が確認できないものが複数みられた。修繕内容や経緯及び責任の所在を明らかにするためにも、口頭だけではなく文書での決裁手続を経て、事務執行されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	修繕の際は、口頭の確認ではなく、令和5年度定期監査以降、文書を回覧し決裁するように措置した。	

4	委託業務の報告書について、受付等文書收受を行わず保管していたものがあった。委託業務の確認体制を明確にするためにも津山市文書管理規程第16条、第17条に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)</li> <li>2. 検討中(措置を検討中の場合)</li> <li>3. 未措置(何もしていない場合)</li> </ol>
措置の内容	委託業務終了後には確実に事業実施報告書を徴収し、文書收受を行うよう措置する。	

1	市職員が担当しているさん・さん祭り実行委員会の会計事務では、収入伝票、支出伝票を作成していなかった。平成26年3月28日付け「公金等の管理の適正化について(依命通達)」に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) 2. 検討中(措置を検討中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	令和5年度会計から、収入伝票及び支出伝票を作成し事務処理を行うこととした。	

1	令和3年度分の津山市史近現代部会に係る打ち合わせ出席謝礼金23,680円が、令和4年度会計で過年度支出となっていた。市史編さん事業は40人以上の外部執筆者へ依頼し各部会ごとに事業を進めており、それに伴う職員は3施設に分かれて勤務する職場環境となっている。それぞれの事務手続を確実に連携し、謝礼金などに支払い漏れが生じることがないように事務処理の管理を徹底されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	関係者の会議出席の際の事前確認を部会(会議)担当者と庶務担当者で複数チェックを行い、確実にもれがないように把握し、事務処理に遺漏のないよう確認する。	

2	新修津山市史通史編「自然風土・原始・古代」版下作成業務委託の変更契約に係る契約保証金を納付させていなかった。津山市契約規則第36条に基づき契約金額を増減した時は、その割合に従って契約保証金を増減し、契約人に納付させるよう適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	今後、同様の契約変更等にあたっては、契約担当部局と事前協議および手順を確認のうえ、漏れのないよう契約規則に基づき事務を執行する。	



1	一部の補助金について、「津山市補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等を定める告示」に定める名称とは異なる名称で事務執行していた。同告示に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	平成31年4月1日津山市告示第1号により、補助金等の名称が定められたが、それ以降も従前のデータを活用していたため、改定前の名称で補助金を取り扱っていた。令和6年度からは正式な名称で補助金等を取り扱うよう徹底する。	

2	津山市民生児童委員連合協議会補助金、ボランティア育成事業補助金は、岡山県美作県民局長からの「民生委員・児童委員活動費等補助金確定通知書」の収受票により額の確定を行っていたが、収受票は額確定の決裁とは言えない。津山市補助金等交付規則に基づき、適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	次期から津山市補助金等交付規則に基づき、適正に事務処理を実施する。	

3	生活保護法に係る返還金について、受領から金融機関への払込に1箇月以上かかっているものがあつた。また、収納金現金出納簿による収納、払込の確認も随時行われていなかった。津山市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	現金受領日又はその翌日に入金を行うよう徹底する。また、収納、払込の都度、収納金現金出納簿による確認を徹底する。	

1	かけはし作業所の目的外使用について、減免申請に基づき使用料を減額して許可しているが金額の根拠が不明であった。これまでの経緯も踏まえつつ、減免理由や金額の根拠等を明確にし、必ず文書で記録・保管するよう透明性のある事務処理に改められたい。	
区分		1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
	○	2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	これまでの経緯を踏まえ、減免理由や金額の根拠等を文書で記録・保管し、事務処理を行う。	

1	<p>手提げ金庫に公金以外の現金が公金とともに複数保管されていた。前回の定期監査でも指摘し、「津山市会計規則第5条の規定に基づき、保管する公金と私金とを混同しないよう現金の管理方法を改めた」と報告していたが改められていなかった。津山市会計規則に基づき公金と私金を同じく保管することは厳に慎み、公金の管理について改めて徹底されたい。</p>	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>津山市会計規則に基づき、公金を私金と混同しないよう、明確に区分し管理することを改めて職員に周知し、徹底した。</p>	

2	<p>加茂町福祉センターの一部の目的外使用について、減免申請に基づき使用料を減額して許可しているが金額の根拠が不明であった。これまでの経緯も踏まえつつ、減免理由や金額の根拠等を明確にし、必ず文書で記録・保管するよう透明性のある事務処理に改められたい。</p>	
区分		1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
	○	2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>これまでの経緯も踏まえ、減免理由や金額の根拠等を文書で記録・保管し、事務処理を行う。</p>	

3	<p>委託業務の報告書について、受付等文書收受を行わず保管していたものがあつた。委託業務の確認体制を明確にするためにも津山市文書管理規程第16条、第17条に基づき適正に事務処理されたい。</p>	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>文書の管理については、文書管理規定に基づき適切な手順で処理を行うよう徹底した。</p>	

1	住民税非課税世帯等臨時特別給付金、住民税非課税世帯等生活応援金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の郵便切手は、各給付金別に郵便切手受払簿を作成していたが、それぞれの受払簿で未記載等により残枚数と現物の数が異なっているものがあった。また、受払簿と現物の確認は翌年度に行っており、年度を越えて引き続きそのまま使用されていた。津山市物品会計規則に基づき適正に管理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) 2. 検討中(措置を検討中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	受払簿及び残数確認を徹底するなど、津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう是正した。	

1	津山市地域子育て支援拠点事業運営業務委託は、契約書第14条に示されている委託料の確定通知は行っているがその決定に係る起案がなされていなかった。 当該委託契約において、額の確定通知は事業の成果が契約内容に適合することを決裁権者の決裁により組織として認めるものであるため、津山市文書管理規程に基づき適正に事務処理されたい。また、当初の事業計画と実績報告に差異が生じた場合は、その内容についても明記し報告するよう指導されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) 2. 検討中(措置を検討中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市文書管理規程の規定に基づき、委託料の確定通知は、組織の決裁権者の決裁を経て行う。 また、事業計画と実績報告に差異が生じた場合は、その内容を実績報告に明記して報告するよう指導する。	

2	津山市こどもの居場所づくり促進事業費補助金の実績報告書に添付してある領収書の宛名が補助事業者ではなかった。領収書の宛名に「居場所の名称」を使用することは不適切であるため、補助事業者が宛名になるよう適切に指導されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) 2. 検討中(措置を検討中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	補助事業者に対して、領収書の宛名を補助事業者の正式名称とするよう、周知徹底を図った。	

1	久米こども園調理室空調機修繕の業者選定は不適切であるため、津山市随意契約ガイドラインに基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	緊急に修繕を要するため、施工業者に原因調査及び修繕を依頼した。今後は、津山市随意契約ガイドラインに基づいて、適正な事務処理を行うよう徹底した。	

2	みどりの丘保育所では、「研修受講料」、「食育事業実施に伴う食材購入費」について前渡資金の精算に5日以上の日数を要していた。津山市会計規則第59条第1項第2号に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市会計規則に規定された期日中に精算するよう事務処理を改善した。	

1	子育て短期支援事業委託契約の履行確認について、実績報告書の確認ができなかった。津山市子育て短期支援事業実施要綱第10条に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	定期監査実施後、津山市子育て短期支援事業実施要綱第10条に基づき実績報告書の様式を定め今年度末から実施する。	

1	資金前渡で支払った郵便切手等の精算に29日を要していた。津山市会計規則第59条第1項第2号に基づき支払完了後5日以内に精算されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	今後は、同上の規定に基づき、適切な事務処理を行う。	



1 回答のみ求める事項	委託業務の報告書について、受付等文書収受を行わず保管していたものがあつた。委託業務の確認体制を明確にするためにも津山市文書管理規程第16条、第17条に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	令和5年度から、委託業務に係る完了報告等の文書についても、文書管理規程に基づき、措置を実施している。	

1	市道内民地測量に係る業務委託において一括発注が可能と思われる業務(同時期、同内容)を入札にかける時間的余裕がないという理由で分割して発注した事例があった。津山市随意契約ガイドラインなどを参考にして課題点を十分に整理し適切に事務処理されたい。	
区分		1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
	○	2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	計画的な発注となるよう、年次計画を策定し、早期発注に努める。	

2	津山市道路占用条例では占用料について「1箇年以上の占用期間を定めたものは、毎年4月に徴収する。」と定められているが、令和4年度は6月に調定し納付書を発送していた。同条例第15条に基づき適正に事務処理されたい。	
区分		1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
	○	2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	継続する道路占用料徴収の納付書発送等の事務手続きを、3月中旬までに終わることができるよう、事務手続きスケジュールの見直しと一時的に多量となる担当者業務の平準化に努める。	

3	令和4年6月30日が納付期限であった道路使用料及び法定外公共物使用料の未納者へ11月15日に督促状を発送していた。津山市債権管理条例施行規則第4条第1項に基づき、督促は履行期限後30日以内に行うよう適正に事務処理されたい。	
区分		1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
	○	2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	規則に基づいた手続きを適正に実施できるよう、担当者の熟知と、課内チェック体制を見直す。	

1	道路維持費の需用費修繕料について、9月補正予算確定前の日付で財務会計システムに支出負担行為が大量に入力され、歳出予算整理簿では予算配当残額がマイナスの状況となっていた。このことは前回の定期監査でも指摘していたが改められていなかった。財務事務に関する法令等を再度確認し適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) 2. 検討中(措置を検討中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	道路維持費の執行については、前回の定期監査以降、予算残の確認を細かく行い支出負担行為を行っていたが、令和4年度では豪雨災害等による国庫補助対象とならない、小規模な被災箇所に対応に多くの修繕料を執行した、このことにより、一時的に予算配当残額がマイナスとなっていた。 今後は、財政課と協議を行い、既決予算を流用するなどし、財務事務に関する法令等を再度確認し、適正な事務処理を実施する。	

2	令和4年度阿波発電所巡視点検等業務委託、阿波取水ぜき巡視点検等業務委託、倉見発電所巡視点検等業務委託は、契約書に規定されている作業日報、委託業務完了報告書等の提出がなかった。同業務委託は、岡山県と津山市の契約に係るものを地元へ再委託したものであり、報告書は地元から直接岡山県に提出されていた。委託契約内容と実務に齟齬が生じないよう改められたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) 2. 検討中(措置を検討中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	令和5年度より、作業日報、委託業務報告書等を津山市から岡山県へ提出するよう委託先と協議を行い、委託契約内容と事務に齟齬が生じないよう適正に業務を実施する。	

1	市営駐車場に係る指定管理納付金は、津山市市営駐車場の管理に関する協定書第25条第3項に定める期日を守られていなかった。協定書に基づき適正に事務処理されたい。	
区分		1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
	○	2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	担当課と指定管理者で、都市計画課のスケジュール帳などに記入し、情報を共有し期限内に納付できる事務処理を行う。	

1	鶴山公園駐車場チェーンゲート修繕(工期:令和4年7月22日～8月9日)に係る工事写真の中に鶴山公園駐車場チェーンゲート撤去委託(工期:6月1日～30日)の写真が複数混在していた。施工業者から提出された書類は内容を十分に確認し收受されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	施工業者から提出された書類について、精査し收受を行っている。	

2	公園管理業務委託等の契約書に津山市公印規則別表第1に定める様式22「都市建設専用津山市長之印」を押印していた。同規則に定める使用区分に従い様式5「岡山県津山市長之印」を使用するよう徹底されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市公印規則で定められる使用区分に従い、使用を行っている。	

3	委託業務の報告書について、受付等文書收受を行わず保管していたものがあつた。委託業務の確認体制を明確にするためにも津山市文書管理規程第16条、第17条に基づき適正に事務処理されたい。	
回答のみ求める事項		
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市文書管理規定第16条、第17条に基づき事務処理を行っている。	

4	神楽尾公園指定管理納付金において、納付から津山市会計へ収入されるまでの期間についての認識不足により収入未済が生じていた。納入義務者に各金融機関の年度内歳入取扱期限を周知するなど徴収管理を徹底されたい。	
区分		1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
	○	2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	納入義務者に年度内歳入取扱期限の周知徹底を図る。	

下水道課

監査結果報告日:令和6年3月19日

1	<p>所管の土地の占有は津山市下水道条例、使用は津山市公有財産取扱規則に基づき事務処理していたが、許可申請書や許可書の様式が同条例、同規則に沿っていない事例があった。同条例第28条第1項に定める「公共下水道の敷地の占有」と同規則第23条に定める「行政財産の目的外使用」を明確に整理し、申請から許可までの一連の事務執行を適切な条例、規則に沿ったものに改められたい。</p>	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>今後の申請に対しては、占有と使用を明確に区分し、それぞれ適切な条例又は規則に沿って申請から許可までの一連の事務処理を行うよう改める。</p>	

下水道課

監査結果報告日:令和6年3月19日

2	<p>津山市公印規則に規定されていない「津山市長職務代理者之印」が2つ存在していた。規則と現物との整合がとれるよう改められたい。</p>	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>1つについては、公印規則に定め、他の1つについては廃棄処分する。 令和6年4月1日付けで規則を改正するよう、規則改正の起案済み。また、印の処分について決済を起案済みである。</p>	

下水道課

監査結果報告日:令和6年3月19日

3	<p>委託業務契約書に貼付している収入印紙に消印がない事例があった。印紙税法第8条第2項に基づき適正に事務処理されたい。</p>	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>今後の契約にあたっては、契約締結時には必ず契約書の収入印紙の消印について確認し、適正な事務処理に努める。</p>	

1	生涯学習課が所管する久米支所管内の久米ふれあい陶芸センターほか3施設に係る目的外使用許可は、久米支所地域振興課で起案し、生涯学習課、財産活用課に合議後、生涯学習課の指令番号で許可していた。目的外使用許可は所管している部署が行い、文書起案部署と許可する部署は同じであることが適切と考えるが、実情もふまえて整理し、責任の所在を明らかにされたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	生涯学習課で起案し、指令番号を取得することとした。	

2	生涯学習課が管理している車両台帳では、「車検の満了する日」、「自動車損害賠償責任保険の最終満了日」が更新されていないものがあった。津山市物品会計規則第26条第2項に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市物品会計規則第26条第2項に基づき、車両台帳の内容(「車検の満了する日」、「自動車損害賠償責任保険の最終満了日」)を更新した。	



1	定期監査の現地調査時に津山総合体育館窓口のレジで保管している現金が、つり銭と当日売上を足した額より10円多かった。過誤納金については、消滅時効となるまでの期間は保管し、その後雑入に受け入れられたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	料金の過誤がないよう努め、適正な事務処理を行う。過誤納金10円については雑入として処理した。	

2	津山市体育施設予約システムから出力された各体育施設使用料請求書の市長印の寸法は14mm×14mmであったが、津山市体育施設使用料請求書に使用すべき公印は、津山市公印規則別表第1様式11の2「津山市長之印」であり、その寸法は17mm×17mmと規定されている。同規則に基づき適正に事務処理されたい。	
区分		1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
	○	2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	支払いシステムの問題であり、再来年度にシステム更新予定であるため、その際に変更事項として盛り込む予定である。	

<p>3</p>	<p>津山市スポーツ少年団の会計事務を市職員が行っているが、次のような事例が見受けられた。平成26年3月28日付け「公金等の管理の適正化について(依命通達)」に基づいて適正に事務処理されたい。</p> <p>(1) 収入支出伝票の日付が口座の入出金の日となっているため、現金の残高が確認しにくいものとなっていた。実際に収入、支出した日を明確にするなど現金の管理が適切にできるよう改善されたい。</p> <p>(2) 同団体が交付した領収書の日付と、それを口座に入金した日付に齟齬が生じていた。領収書を交付する際には記載内容に間違いがないか確認し、正確な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 会議用のお茶を事前に決裁をとるなどの事務処理をせずに立替払としていた。立替払は地方自治法上は認められておらず、公正な会計事務を誤らせる原因ともなる。支出予定額を事前に用意して支払うなど、公金に準じた事務の取扱いをされたい。</p> <p>(4) スポーツ少年団登録料を全額集金するまで3箇月以上、事務室の金庫で保管していた。現金を収納した場合は公金同様速やかに口座へ入金するよう改められたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)</p> <p>2. 検討中(措置を検討中の場合)</p> <p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>以下のとおり改善を行った。</p> <p>(1) 起票日、口座入金(引出)日、収入(支出)確定日等を明確にするため、収入支出伝票様式を修正し、適切な現金管理ができるよう改善を行った。</p> <p>(2) 指摘されている領収書の日付と口座入金日の齟齬については、現在においても原因不明である。今後は複数の職員で確認作業等を行い、適正な処理を行うこととした。</p> <p>(3) 会議当日に急遽お茶がないことが判明し、担当者が立替払で用意した事案であるが、今後は準備物等の確認を徹底し、購入するものがあれば事前に支出予定額を用意して支払うなど、公金に準じた取扱いを徹底した。</p> <p>(4) 各種集金すべき金額は期間内に集金し、金庫での保管はもとより、集金した翌日等、津山市会計規則第24条第1項の規定に準じた適正な入金処理をすることとした。</p>	

<p>4</p>	<p>所管する公有財産について、公有財産台帳(副本)が存在しない施設や、副本と正本との面積が異なっている施設が見られた。津山市公有財産取扱規則第17条第5項に基づき適正に事務処理されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)</p> <p>2. 検討中(措置を検討中の場合)</p> <p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>津山市公有財産取扱規則第17条第5項に基づく適正な事務処理に努める。副本と正本との不一致箇所(面積)を確認後、一致させ副本がないものも作成済みである。</p>	

5	令和4年10月30日に津山市スポーツ協会へ納入すべき印刷機の使用料2,880円を誤って市の会計へ入金していた。さらに、実際に納入した者ではない津山市スポーツ協会へ委任払の手続きをとることなく還付していた。現金収納の際には、納入すべき金額、納入義務者、納入事由等を確認したうえで収納されたい。また、納入者以外の者へ還付する場合は、委任状を添付し適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) 2. 検討中(措置を検討中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	今後は、公金か公金以外で取扱う金銭なのか等々、職場内でも情報共有を徹底し、併せて複数の職員で確認を行い、適正な事務処理を行うこととした。	

6	津山市優秀選手等激励金交付要領に基づき、一定の条件を満たす優秀選手に対し激励金を交付しているが、令和4年8月と12月の大会に出場した2団体について令和5年4月25日に精算による戻入が生じていた。「激励金の交付を受けたものは、大会終了後1箇月以内に所定の書類により大会結果報告を提出しなければならない」と規定されているにもかかわらず、大会終了後の確認が期限内にできていなかった。今後は、要領に基づき適正な事務処理に努められたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) 2. 検討中(措置を検討中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	今後は、大会結果報告書の提出状況を管理データ等でも確認し、未提出者がいる場合は速やかな提出を促すなど、要領に基づいた事務処理ができるよう管理体制を整えた。	

1	勝北スポーツ公園において一括発注が可能と思われる修繕(同時期、同内容)を分割して発注したと判断されかねない事例があった。津山市随意契約ガイドラインなどを参考にして課題点を十分に整理し、適切に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市契約規則及び津山市随意契約ガイドラインに則り、適切な事務処理を行うよう措置している。	

2	委託業務の報告書について、受付等文書收受を行わず保管していたものがあった。委託業務の確認体制を明確にするためにも津山市文書管理規程第16条、第17条に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	監査での指摘後、受託者から報告書を受け取る際に、受付印を押印し文書收受を行い保管している。	

1	犬の登録手数料、一般ごみ処理手数料等の収納金現金出納簿が令和3年度の途中までしか作成されていなかった。津山市会計規則第23条に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) 2. 検討中(措置を検討中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市会計規則第23条に基づき、犬の登録手数料、一般ごみ処理手数料等の収納金現金出納簿を作成した。	

2	所管する公有財産について、公有財産台帳(副本)が存在しない施設や、副本と正本との面積が異なっている施設が見られた。津山市公有財産取扱規則第17条第5項に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) 2. 検討中(措置を検討中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市公有財産取扱規則第17条第5項に基づき、財産活用課と指摘事項を確認し、副本と正本を整理した。	

3	目的外使用の起案と許可について、ビジネス農林業推進室が所管する道の駅「久米の里」は久米支所で起案し、ビジネス農林業推進室、財産活用課に合議後、ビジネス農林業推進室の指令番号で許可を行っていた。農業振興課が所管する「梅の里展示施設等」は久米支所が起案し、農業振興課、財産活用課に合議後、久米支所地域振興課の指令番号で許可を行っていた。目的外使用許可は所管している部署が行い、文書起案部署と許可する部署は同じであることが適切と考えるが、実情もふまえて整理し、責任の所在を明らかにされたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) 2. 検討中(措置を検討中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	起案と許可が同じ部署によるよう調整・協議を実施する。	

4	委託業務の報告書について、受付等文書收受を行わず保管していたものがあつた。委託業務の確認体制を明確にするためにも津山市文書管理規程第16条、第17条に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市文書管理規程第16条、第17条に基づき適正な事務処理を行うよう是正した。	

5	久米ふるさとまつり補助金の確定通知を交付していなかつた。津山市補助金等交付規則第9条の2に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市補助金等交付規則第9条の2に基づき適正に事務処理を行うよう是正した。	

6	格致大学講座で毎月利用する久米多目的グラウンド使用料については市で予算措置されており、公費での支出がないにもかかわらず、10箇月分の支払がなされていた。また、2箇月分については請求があつたにもかかわらず、支払がなく、収入未済額が発生していた。さらに講師謝礼金の源泉所得税払込に係る領収証書が確認できなかつた。市会計と準公金である格致大学会計とで支出する内容を明確に区分し、遅滞ない支出執行、証拠書類の保管など、基本的なことを徹底され、疑念を抱かれない事務処理をされたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	市会計と格致大学の会計を現金出納簿の作成を行い区分ができるよう是正した。	

1	委託業務契約書に貼付している収入印紙に、消印として斜線を引いている事例があった。印紙税法第8条第2項に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	指摘の箇所について、印紙税法に基づき処理を行った。	

2	加茂堆肥製造施設管理運営業務委託の実績報告書は、仕様書に示された業務の一部のみの報告となっていた。仕様書にある全ての業務について実績報告を求め、履行確認を確実に行われたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	未報告分について実績報告を求め、仕様書にある全ての業務について履行確認を行った。今後は仕様書に基づいて実績報告を求めることとする。	

3	定住促進団地貸地料の令和4年度現年度分収入未済額78,000円を、令和5年4月1日付けで令和5年度会計へ繰り越して調定を行っていた。当該現年度分収入未済額に係る調定は、津山市会計規則第38条第1項に基づき令和5年6月1日付けとされたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	指摘のとおり調定日を令和5年6月1日に変更済みである。	

4	令和4年度加茂町スポーツセンターソフトボール場使用料が出納閉鎖後に入金されていた。利用申込状況の確認、徴収管理を徹底し、地方自治法施行令第154条に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	利用申込状況の確認、徴収管理を徹底し、適正な事務処理を行うよう是正した。	



1	令和4年度のあば温泉(温泉スタンド・浴室棟自動販売機等設置)の行政財産使用料に収入未済額が生じていた。徴収管理を徹底されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中(措置を検討中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	収入未済金については速やかに督促を行い、令和5年9月25日に徴収した。使用料等の徴収については、調定後課長において収入確認を確実にを行うことを徹底している。	

1	選挙事務電算委託(岡山県議会議員選挙分)は入場はがきの様式変更に伴い契約の変更を行っていたが、手続きは情報政策課が行ったとして、変更に係る仕様書及び見積書などが関係簿冊には綴られていなかった。契約変更に係る事務手続きは書面で残すなど適切に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) 2. 検討中(措置を検討中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	今後は、情報政策課と連携を図り、変更契約に係る仕様書・見積書等書面で残し、適切に事務処理をまいります。	

2	資金前渡で支払った投票立会人報酬(参議院議員通常選挙分)の精算に48日を要していた。津山市会計規則第59条第1項第2号に基づき支払完了後5日以内に精算されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) 2. 検討中(措置を検討中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	参議院議員通常選挙以降の令和5年4月執行の県・市議会議員選挙の資金前渡の精算については、7日以内と改善しました。今後の投票立会人報酬については、原則可能口座振込を図ってまいります。	

1	草加部浄水場外灯修繕工事は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号が示す上限額を超えた予定価格で随意契約されていた。当該業務が他の随意契約理由に該当しない場合は、入札等を行うよう適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	令和6年度以降は、予定価格が地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号が示す上限額を超え、随意契約理由に該当しない場合は、入札等を実施し、適正な契約事務処理に努めていく。	

2	旧台帳ファイリング業務委託の契約において、委託料が100万円を超えているため管理者決裁とすべき事案を局長決裁としていた。水道局事務決裁規程に基づき適正に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	令和6年度以降は、契約額が水道局事務決裁規程第8条の上限額を超える場合は、管理者決裁とし規程に基づいた適正な決裁事務処理に努めていく。	